

令和5年度 基幹型地域包括支援センター事業評価項目(案)

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。	
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。	3(1)ア
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している。	3(1)イ
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組みを行っている。	3(1)イ
	公正・中立性の確保	支援センター職員が業務を進めるにあたり、公正・中立でなければならないことを理解している。	3(1)オ
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ
全体	事業計画の確認	各支援センターが策定した事業計画の進捗状況を確認できるよう支援し、適宜助言を行っている。	
介護予防 ケアマネ ジメント 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。	
	事業目標		
	後方支援	各支援センターが自立支援に向けたケアマネジメントの共通理解を促している。	3(2)
	総合調整	各支援センターがケアマネジメントを行う上で確認や共有が必要な事項を市に報告している。	3(2)
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。	
	事業目標		
	後方支援	各支援センターが担当地域の実情に応じたネットワークの構築と見える化できるよう支援を行っている。	3(3)ア
	総合調整	包括的な支援体制の構築に向け、支援センターが行っている相談・参加・地域づくりの支援を市や他の福祉機関が理解するよう取組んでいる。	3(3)ウ
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。	
	事業目標		
	後方支援	高齢者虐待及び支援困難事例に対し、各支援センターの支援方針を確認している。	3(4)アウ
	総合調整	虐待の判定及びコア会議開催が効率的に行われるよう、市とセンターの意見を調整している。	3(4)イ
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)
包括的・ 継続的 ケアマネ ジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。	
	事業目標		
	後方支援	各支援センターの役割を調整し、介護支援専門員が必要とする研修を計画的に実施できるよう支援している。	3(5)イ
	総合調整	介護支援専門員が医療機関と連携できるよう、確認が必要な事項を検討し、市に報告している。	3(5)ア
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。	
	事業目標		
	後方支援	支援センターが、他のセンターの効果的な地域ケア会議の企画運営を学ぶ機会を設けている。	3(6)
	総合調整	支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域が主体となる取組の創設を図るよう調整している。	3(6)
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項